

一般社団法人秋田県バスケットボール協会 細則

次期会長候補者選考会議

第 1 条 目的

- (1) 本会議は、一般社団法人秋田県バスケットボール協会（以下「本協会」という）定款第 23 条を円滑に取り進めるために定めるとともに、定款第 3 条に掲げる目的及び事業を継続的に遂行するために、広く有能な人材を公明正大に登用することを目的とする。

第 2 条 会議

- (1) 本協会は、現会長の任期満了または辞任に伴う次期候補者の選考にあたり、第 1 条の目的を達成するため次期会長候補者選考会議を設置することとする。
- (2) 次期会長候補者選考会議は、会長、副会長、専務理事、事務局長及び常務理事数名とする。
- (3) 次期会長候補者選考会議は、事務局が召集する。
- (4) 次期会長候補者選考会議の進行は事務局が行う。
- (5) 次期会長候補者選考会議は、次期会長候補者を選出し、理事会に推薦する。

付 則 1. 本細則は、2021 年 12 月 1 日から施行する。